

トピックス

—この1年の特徴的な動き—

- 1 農政改革三対策の取組
- 2 食品表示の適正化の取組
- 3 農林水産物等輸出促進の取組

○ トピックス

1 農政改革三対策の取組

(1) 水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の取組

新たな経営所得安定対策がスタート

我が国の土地利用型農業においては、農業従事者の減少・高齢化等により、農業の生産構造のぜい弱化が進むなかで、その体質強化を加速化し、担い手の創意工夫の発揮と消費者ニーズに応えた生産を促進して、食料の安定供給を図ることが最大の課題となっている。

このような状況に対応するため、土地利用型農業における米、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦の4麦）、大豆を対象に、その担い手の経営の安定を図るための水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）が、平成19年4月から導入された。

東北農政局では、本対策の円滑な導入と加入推進に向けた取組として、加入を働きかけるチラシを作成・配布するとともに、関係機関との意見交換会、集落座談会や出張受付を積極的に開催した。なお、19年産米の加入推進にあたっては、稲作所得基盤確保対策（稲得）加入面積の5割以上を目標とした。

水田経営所得安定対策の内容

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認あり。



○ 支援の内容

| 生産条件不利補正対策 | 収入減少影響緩和対策 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払い。 | <ul style="list-style-type: none"> 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。 対策加入者もあらかじめ一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）。 |

【稲作所得基盤確保対策の概要】

- ・ 交付対象者は、集荷円滑化対策に対し拠出を行っている生産調整実施者。
- ・ 国と生産者が、それぞれ基準価格の2.5%を拠出し、さらに国は価格補てんの固定分として、300円/60kgを拠出。
- ・ 対策に加入した生産者（生産調整実施者）は、基準価格よりも米価が下落したとき、その下落分の5割+固定額が補てんされる。また、米価が基準価格を上回る場合でも、生産調整のメリットとして、基準価格+300円まで補てんされる。

19年産米の加入申請面積は14万1,286ha

管内の19年産の加入申請状況は、19,871経営体（うち認定農業者18,294経営体、集落営農組織1,577経営体）からの申請があり、米は稲得加入面積の5割（13万3,591ha）を超える14万1,286ha（19年産作付面積の33%）、大豆28,798ha（同76%）、4麦9,003ha（同94%）となった。

平成19年産水田経営所得安定対策の加入申請状況

| 県名 | 品目 | 経営体数 | 加入面積 (ha) | | | | |
|-----|----|--------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| | | | 認定農業者 | | 集落営農組織 | | 計 |
| | | | | 割合 (%) | | 割合 (%) | |
| 青森県 | 米 | 2,595 | 11,553 | 85.6 | 1,943 | 14.4 | 13,496 |
| | 大豆 | | 1,841 | 55.6 | 1,468 | 44.4 | 3,309 |
| | 4麦 | | 1,634 | 85.9 | 267 | 14.0 | 1,902 |
| 岩手県 | 米 | 2,178 | 9,367 | 46.7 | 10,685 | 53.3 | 20,052 |
| | 大豆 | | 1,122 | 43.3 | 1,469 | 56.7 | 2,591 |
| | 4麦 | | 1,372 | 40.0 | 2,058 | 60.0 | 3,430 |
| 宮城県 | 米 | 2,757 | 11,940 | 49.6 | 12,147 | 50.4 | 24,087 |
| | 大豆 | | 3,073 | 32.6 | 6,355 | 67.4 | 9,429 |
| | 4麦 | | 1,191 | 42.9 | 1,586 | 57.1 | 2,777 |
| 秋田県 | 米 | 5,781 | 27,995 | 68.9 | 12,629 | 31.1 | 40,624 |
| | 大豆 | | 4,522 | 66.4 | 2,293 | 33.6 | 6,815 |
| | 4麦 | | 280 | 95.6 | 13 | 4.4 | 293 |
| 山形県 | 米 | 4,913 | 22,850 | 67.7 | 10,902 | 32.3 | 33,752 |
| | 大豆 | | 3,435 | 60.1 | 2,277 | 39.9 | 5,712 |
| | 4麦 | | 99 | 78.0 | 28 | 22.0 | 127 |
| 福島県 | 米 | 1,647 | 8,490 | 91.5 | 785 | 8.5 | 9,275 |
| | 大豆 | | 532 | 56.5 | 410 | 43.5 | 942 |
| | 4麦 | | 402 | 84.8 | 72 | 15.2 | 474 |
| 東北計 | 米 | 19,871 | 92,194 | 65.3 | 49,091 | 34.7 | 141,286 |
| | 大豆 | | 14,526 | 50.4 | 14,272 | 49.6 | 28,798 |
| | 4麦 | | 4,978 | 55.3 | 4,024 | 44.7 | 9,003 |
| 全国計 | 米 | 72,431 | 330,538 | 75.7 | 106,331 | 24.3 | 436,869 |
| | 大豆 | | 70,353 | 63.9 | 39,721 | 36.1 | 110,073 |
| | 4麦 | | 187,293 | 73.8 | 66,567 | 26.2 | 253,860 |

資料：東北農政局担い手育成課調べ。

生産現場からの様々な意見を踏まえ、対策の一部見直し

新たに導入された経営所得安定対策等については、生産現場では制度に関する普及・浸透が十分でなかったことなどから、様々な誤解や、多くの不安、不満が出された。

このため、19年産から導入された本対策をはじめ農政改革三対策について、生産現場からの多くの意見を踏まえ、実態に即した必要な改善等を行いつつその着実な推進を図っていくため、「農政改革三対策の着実な推進について」（農林水産省農政改革三対策緊急検討本部）が19年12月に決定された。

具体的には、①面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）、②集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化、③収入減少影響緩和対策の充実、④交付金支払い時期の前倒し、申請手続の簡素化、申請時期の集中化、⑤名称の変更等の見直しが行われた。

20年産の加入推進に向けては、関係機関及び対象者に対し、市町村特認制度の活用の周知を図るなど、新規加入の推進を図った。

水田経営所得安定対策の見直しのポイント

○名称の変更

（旧）品目横断的経営安定対策 → （新）水田・畑作経営所得安定対策（北海道向け）
水田経営所得安定対策（都府県向け）

○面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）

面積要件の原則や特例に該当しない者でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手については、市町村の判断で本対策への加入の途を開く。

○認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化

市町村が独自の判断基準として認定農業者の要件に年齢制限を設けている場合、意欲ある高齢農業者が排除されないよう年齢制限の廃止または弾力的な運用を指導。

○集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化

集落営農組織は、実態として多様な形態や段階にあるため、その法人化や主たる従事者の所得目標等の要件にかかる現場での指導が、組織の実態等を踏まえ画一的なものや行き過ぎたものとならないよう要領等で明記。

○先進的な小麦等産地の振興

近年、単収向上が著しい先進的な小麦産地やてん菜産地の安定生産を支援。

○収入減少影響緩和対策の充実

19年産において10%を超える収入減少があった場合には、その10%を超える部分について、農家の積立金拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう特別に措置。20年産以降は、農家の選択により、10%を超える収入減少に備えた積立金拠出が行える仕組みを整備。

○集落営農への支援

集落リーダーの諸活動、融資やリースを活用した機械・施設の整備等に対する支援を充実。

○農家への交付金の支払の一本化、申請手続の簡素化等

○用語の変更による誤解の解消

(2) 米政策改革推進対策の取組

新たな需給調整システムへ移行

平成16年度からスタートした米政策改革では、22年度までに消費者重視・市場重視の考え方のもと、需要に応じた米づくりが行われ安定供給が図られる「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、取組を進めているところである。

16年度から改革の第1ステージとして、消費者重視・市場重視の考え方のもとに、農業者・農業者団体が市場をとおして需要の動向を敏感に把握し、客観的な需要予測に基づく生産の目標数量の設定へと移行した。

第2ステージの19年度からは、水田において新たな経営所得安定対策が導入されることを踏まえ、米の生産調整支援対策について所要の見直しを図った。また、需給調整については、農業者・農業者団体の主体的なシステムへ移行し、国が定める全体の需給見通しを踏まえ、農業者団体等が生産調整方針を定め、この方針に参加する農業者に生産数量目標を配分するシステムとなった。

地域水田農業推進協議会（地域協議会）は、農業者・農業者団体の主体的な需給調整が行われるよう、生産調整方針作成者（米穀の生産調整に関する方針を作成した農業者団体等）から方針参加農業者へ生産数量目標を配分するに当たっての一般ルールを設定することになっている。その際、需要に応じた米づくりや担い手育成に配慮した設定が重要である。担い手育成等に配慮して一般ルールを設定した地域協議会は、県別にばらつきがあるものの、東北としては比率が微増している。

配分の一般ルール設定状況

| 都道府県 | 認定農業者、担い手等考慮した実施地域協議会の全協議会に対する比率 | | |
|------|----------------------------------|-------|-------|
| | 平成16年産米 (参考) | 17年産米 | 19年産米 |
| 青森 | 0.0 | 15.4 | 28.3 |
| 岩手 | 0.0 | 38.2 | 51.3 |
| 宮城 | 0.0 | 14.8 | 8.2 |
| 秋田 | 0.0 | 5.7 | 7.7 |
| 山形 | 0.0 | 43.2 | 55.8 |
| 福島 | 0.0 | 32.9 | 42.4 |
| 東北計 | 0.0 | 31.3 | 33.8 |

注：宮城については、協議会の合併により担い手等考慮の比率が低下している。

東北農政局では、新システムに円滑に移行するために、東北農政局米政策改革推進チームにおいて「米生産改革推進対策に基づく当面の取組について」を策定するとともに、局食糧部計画課、各地方農政事務所において、各県の実情等を踏まえた行動計画を作成し、「平成19年産からの新たな需給調整システムについて（通称：虹のパンフ）」、局独自パンフレット等を活用し、担い手育成・確保運動と連携を図り、推進活動に取り組んだ。

主食用米の要削減面積拡大と生産調整の実効性確保

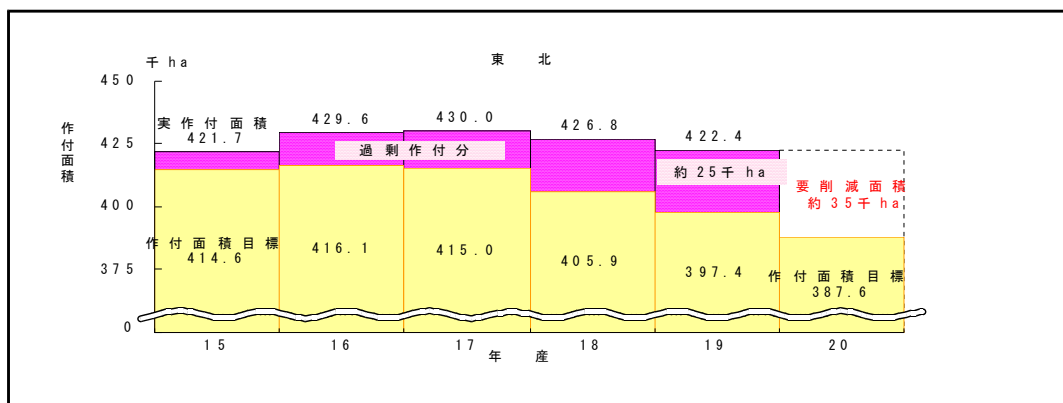
東北における作付面積目標は、主食用の需要量の減少に伴い、毎年拡大されてきた生産調整に関係者が真剣に取り組んできたが作付面積の減少が追いつかず、19年産米では作付目標面積が39万7千haに対し、実作付面積は約42万2千haと、約2万5千haの過剰作付となった。また、19年産米価格は東北の多くの銘柄で大幅に下落した。

20年産米の作付目標面積は約38万8千haで、20年産の需要量減少分の1万haと19年産米の過剰作付分2万5千haを合わせ、19年産米実作付面積から約3万5千haの削減が必要な状況となっている。

このような過剰作付の状況が改善されなければ、さらに米価が下落し、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営や地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、過剰生産の主食用米から不足している麦・大豆等への転作や非主食用米等による水田の有効活用を図ることが重要である。

生産調整の実効性確保に向けて、生産調整に対する理解が国民に浸透するよう働きかけることや生産調整非参加者が多い県に対して個別の働きかけを行うなどしている。

東北の主食用米の作付実績と平成20年産要削減面積



注：1) 生産目標換算面積は、生産目標数量をそれぞれの平年収量で除して面積換算した値である。

注：2) 水稲面積（実作付面積）は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米取り組み数量を平年収量で除して面積換算した値と、配分基準単収の設定要因による過剰分を控除したものである。

「当面の生産調整の進め方」のポイント

○ 生産調整に関する行政の関与

行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携し、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。

○ 生産調整実施者のメリット【19年度補正予算 500億円】

生産調整を10万ha程度拡大するため、

① 麦、大豆、飼料作物等により生産調整を拡大する農業者に対し、地域協議会との5年契約を前提に、

- ・19年産の生産調整実施者については5万円/10a
- ・19年産の生産調整非実施者については3万円/10a

の「緊急一時金」を「踏切料」として支払う。

② 飼料用米、バイオエタノール用米など非主食用米の低コスト生産技術を確立使用とする農業者に対し、地域協議会との3年契約を前提に、5万円/10aの「緊急一時金」を「踏切料」として支払う。

○ 20年産の生産調整未達成の都道府県・地域等への対処

未達成となった都道府県等については、補助金等について不利な取扱いを受けることがあり得る。その具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

地域水田農業ビジョンに基づき、「売れる米づくり」等を意識した産地づくり対策を实践

米政策改革を推進するための産地づくり対策では、地域自らの発想、戦略と地域の合意により作物の生産、販売、担い手、水田利用の将来方向を明確化した「地域水田農業ビジョン」を策定することとなっており、東北農政局管内では、19年3月現在、237の地域協議会でビジョンが策定され、各地域でその実現に向けた多様な取組が行われている。

ビジョンに掲げられた主な課題は、「担い手の育成」(36%)、「転作作物の生産拡大」(15%)、「転作作物の低コスト化」(12%)で、「米づくり」から「転作作物」を意識した取組が増えてきている。なお、「米の販売促進」(6%)、「転作作物の高品質化」(5%)、「転作作物の販売促進」(4%)を最重点事項に掲げているビジョンは僅少にとどまっている。

19年度は、引き続き、現場での意識改革を推進することにより、地域水田農業ビジョンの点検・見直し、農業者・農業者団体の主体的な需給調整への円滑な移行等を通じた需要に応じた「売れる米づくり」の体制整備等の促進を図った。

<事例>

東北における特徴的な地域水田農業ビジョンの事例

① 特徴ある米づくり、販売戦略を盛り込んだもの

—環境保全米を中心とした産地間競争力の強化—

(宮城県・登米市水田農業推進協議会)

- J Aの統一栽培指針に基づき、地域全体で環境保全米(有機及び特別栽培米等)の作付を推進
- 環境保全米の面積拡大と高品質・良食味米生産に取り組み、トレーサビリティの完全実施と消費者との交流を促進

② 特徴ある米の生産調整、米以外の作物の販売戦略を盛り込んだもの

—だだちゃ豆(枝豆)を主体とした地域特産物による産地づくり—

(山形県・鶴岡市水田農業推進協議会)

- 伝統的な在来種であるだだちゃ豆の本格生産を図るため、各種検討会や研修会に取り組みとともに商標使用权を取得
- だだちゃ豆を主体とした産地づくりをさらに進めるため交付金等による生産拡大のための取組を強化

③ 特徴ある担い手の育成を盛り込んだもの

—農家組合を母体とした集落営農の確立—

(岩手県・花巻地方水田農業推進協議会)

- 155の農家組合全てで集落水田農業ビジョンを策定し、担い手に土地利用の集積を図る体制を確立
- 担い手農業者育成のため、利用集積に対して米生産目標数量の優遇・産地づくり交付金の重点配分

産地づくり交付金の担い手育成・確保に対する活用は道半ば

地域水田農業ビジョンの実現に向けた取組を支援するための産地づくり交付金の活用状況は、東北地域全体では、「転作作物の振興」にかかる用途に52%（H17：58%）、「土地利用の集積（農地の流動化及び作業受委託）」にかかる用途に38%（H17：11%）が配分される計画となっている。

また、担い手であることを要件とし、「担い手の育成・確保」に配慮した取組は、全体の37%（H17：26%）にとどまっている。県別では、岩手県は産地づくり交付金の52%（H17：48%）が担い手の育成・確保のために供される計画となっているのに対し、福島県では15%（H17：8%）にとどまっている。

産地づくり交付金の使途別の配分割合（平成19年度計画・金額ベース）

| | 東北 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 転作作物作付け | 52% | 79% | 70% | 20% | 48% | 66% | 33% |
| 土地利用の集積（農地流動化・作業受委託） | 38% | 15% | 17% | 77% | 43% | 24% | 44% |
| その他 | 9% | 6% | 13% | 3% | 9% | 11% | 23% |
| 上記のうち、担い手であることを要件としたもの | 37% | 29% | 52% | 52% | 31% | 23% | 15% |

資料：東北農政局調べ。

注：その他の使途には、耕畜連携、地産地消、高品質化の取組等が含まれる。

なお、17年度と19年度の配分の状況を比較すると、それぞれの地域の創意工夫により、転作作物の生産拡大や担い手の育成に重点的に予算を配分し、地域の産地づくりに対する支援が行われている。今後は、さらに進めて「転作作物の生産拡大」から「本作化」へ向け、助言等を行う必要がある。

また、20年1月に改正された水田経営所得安定対策（旧：品目横断的経営安定対策）においては、市町村特認制度が創設され、地域農業の担い手として「地域水田農業ビジョン」に位置づけられている認定農業者や集落営農組織について、本対策への加入の道が開かれた。このことから、今後ともビジョンに位置づけられた担い手を着実に認定農業者等へステップアップさせるための産地づくり交付金の活用策を検討するとともに、地域の水田農業の将来像をきちんと検討したうえで、適切な担い手をビジョンに位置づけるよう助言・指導を行っていく取組が必要である。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の取組

農地・水・環境保全向上対策が本格実施

地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度より実施された。

東北農政局では、18年4月に設立した「経営安定対策等推進本部農地・水・環境保全向上チーム」及び県域ごとに設置された「推進チーム」が指導・支援を行った。

また、19年12月に活動組織が行う事務負担を軽減するため、提出書類の大幅な簡素化等を図ることとした。

管内231市町村の8割にあたる180市町村で取組、共同活動は3,237組織、28万haで実施

19年度は、東北管内の231市町村の8割（77.9%）にあたる180市町村で本対策に取り組みました。

市町村の取組状況

| 県名 | 東北 | | | | | | 231 | (100%) |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | | |
| 市町村数 | 40 | 35 | 36 | 25 | 35 | 60 | 231 | (100%) |
| 取組んでいる | 26 | 27 | 23 | 25 | 32 | 47 | 180 | (78%) |
| 取組んでいない | 14 | 8 | 13 | - | 3 | 13 | 51 | (22%) |

資料：東北農政局調べ

注：市町村数は、平成19年1月1日時点。

共同活動は、管内6県で3,237組織が設立され、取組面積では全国（約116万ha）の24%に当たる約28万haで取り組みました。そのうち営農活動は、管内6県で389組織（約1万5千ha）で取り組みました。

また、共同活動の取組面積は、東北における農振農用地面積（87万ha、全国の20%）に対して33%占めている。全国平均は20%であることから東北では積極的に取組が実施された。

共同活動及び営農活動の組織数、取組面積

| | 活動組織数 | | 取組面積 (ha) | |
|-----|-------|--------|-----------|--------|
| | | うち営農活動 | | うち営農活動 |
| 青森県 | 380 | 17 | 33,319 | 577 |
| 岩手県 | 410 | 108 | 41,476 | 4,040 |
| 宮城県 | 517 | 97 | 43,885 | 4,124 |
| 秋田県 | 709 | 32 | 63,359 | 2,330 |
| 山形県 | 627 | 119 | 64,104 | 3,443 |
| 福島県 | 594 | 18 | 35,444 | 452 |
| 東北計 | 3,237 | 391 | 282,587 | 14,966 |

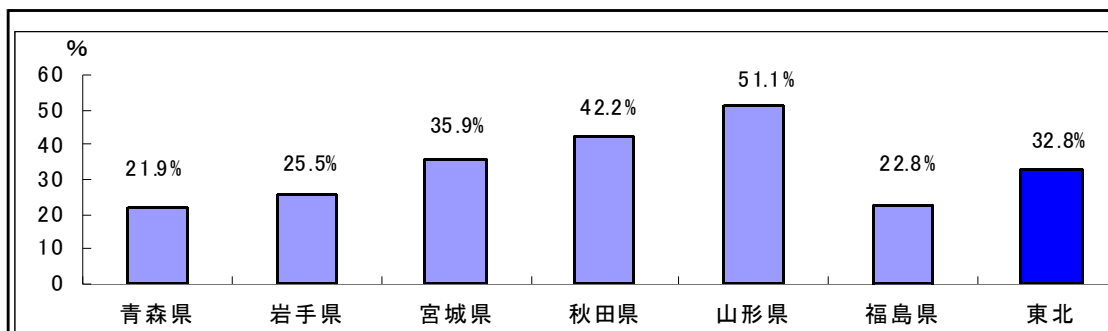
資料：東北農政局調べ（平成20年3月末時点）

農振農用地面積に占める取組面積（共同活動）割合

| 区分 | 農振農用地面積 | 取組面積 | 割合（％） |
|----------------|---------|---------|-------|
| 東北 | 87万 ha | 28万 ha | 33% |
| 40府県 （東北除き） | 236万 ha | 62万 ha | 26% |
| 北海道 | 117万 ha | 26万 ha | 22% |
| 全国 | 440万 ha | 116万 ha | 26% |

資料：取組面積：東北農政局調べ 農振農用地：農林水産省統計部「平成18年農業資源調査結果」

東北における農振農用地に占める取組面積割合



資料：取組面積：東北農政局調べ 農振農用地：農林水産省統計部「平成18年農業資源調査結果」

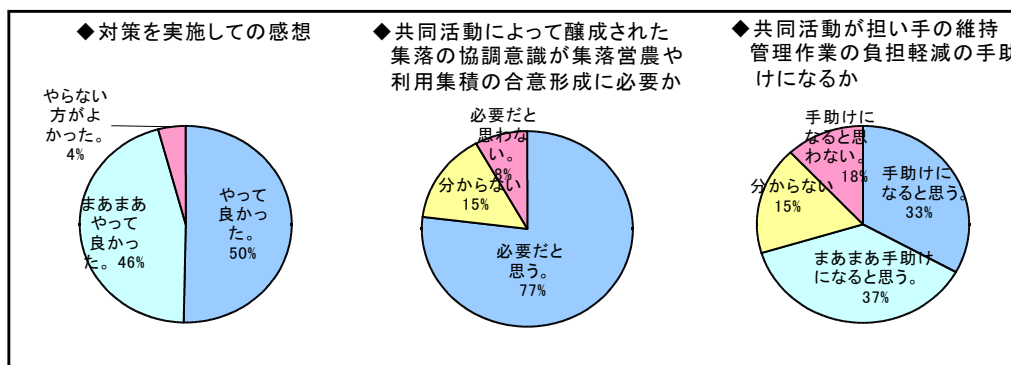
設立された共同活動組織には個人農業者が23万7千人が参加しており、これは東北の農業就業人口（62万1千人）の4割に相当する。

対策を実施して良かったと9割が回答。7割が担い手の維持管理作業負担軽減になると回答

19年9月に活動組織の代表者（全体の約15%、476人から回答）を対象にアンケート調査を実施した結果によれば、96%がやって良かったと回答している。また、共同活動が担い手の維持管理作業負担軽減の手助けになると70%が回答しており、新たな経営所得安定対策との「車の両輪」の位置付けが浸透しつつある。

また、共同活動によって醸成された集落の協調意識が集落営農や利用集積の合意形成に必要なについては、77%が必要と回答し、本対策の目的の一つである「地域の輪（結い）」に期待をしていると伺える（事例参照）。

活動組織代表者へのアンケート実施結果



資料：東北農政局調べ

<事例>

農地・水・環境保全向上対策

【共同活動】 樽見内地域資源保全委員会（秋田県横手市）

秋田県南東部で活動するこの保全委員会は、「小さな輪（和）から大きな広がり」として目指すは『結い』の復活！」をスローガンに地域ぐるみで活動を実施している。

転作田だったところに「何かおもしろい事は出来ないか！農村のパワーをPRできないか！」と考えていたところ、若手の花き農家の提案企画で大規模な景観作物植栽が実現した。

〔地区概要〕 共同活動 対象面積 237.6ha（水田229.9ha、畑7.7ha）

営農活動 対象面積 144.2ha（水田140.7ha、枝豆 3.5ha）



【営農活動】 常盤地区11活動組織（青森県藤崎町）

藤崎町常盤地区（旧藤崎村）では、従来から低農薬米の生産販売を開始するなど、食の安全・安心に寄せる意識が高い地域である。栽培基準を統一、有機JAS及び特別栽培米の栽培を開始し、平成16年度に「あおもり有機の郷づくり地域」の指定を受け環境に優しい農業の推進に取り組んできている。

水稻の化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組は、19年度には約347ha（先進的営農支援取組対象面積）と常盤地域の水稻栽培面積（約700ha）の半分以上で実施している。

〔地区概要〕 営農活動 旧常盤村の11活動組織（常盤環境保全会、若松環境保全会、榊環境保全会、徳下地区環境を守る会、三ツ屋環境保全会、福島環境保全協議会、水木環境保全会、福左内グリーンクラブ、久井名館保全会、富柳保全会、福館保全会）

対象面積 895ha うち先進的取組面積 水稻347ha

水質汚染を軽減するための温湯種子消毒の実践



温湯種子消毒の実践

化学肥料や化学合成農薬をできるだけ使用しない農業を实践



除草機による水田除草



技術研修会の開催

2 食品表示の適正化の取組

食品表示に対する関心の高まり

食の安全・安心が注目されるなか、産地の偽装をはじめ多くの不適切な表示が発覚し、食品の表示に関する国民の不安が強まっている。

東北農政局及び管内地方農政事務所の食品表示110番（広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けるためのホットライン）窓口の受付状況は、ここ数年増加傾向にあったが、とりわけ、平成19年度の個別事案に関する情報提供の受付件数が18年度の約3倍（274件）に増加するなど、食品表示に対する国民の関心がますます高まっている。

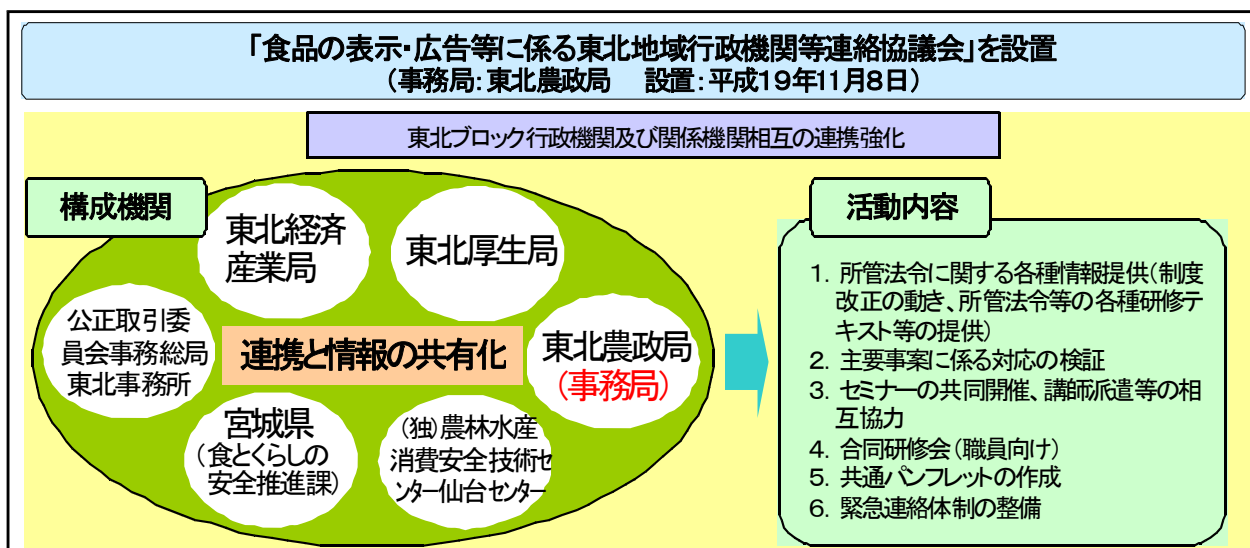
管内の主な不適正表示案件

| | |
|----------|---|
| 平成19年 8月 | 生鮮食品（アサリ）の産地の虚偽表示が確認され、県知事が指示・公表。 |
| ” 11月 | 食肉加工品（ショルダーベーコン）のJASマーク不正使用が確認され、東北農政局長が刑事告発。 |
| 平成20年 3月 | 生鮮食品の名称の虚偽表示（アブラボウズをクエと表示）が確認され、県知事が指示・公表。 |

関係機関と連携した監視活動、情報共有

食品表示については、東北農政局本局及び管内地方農政事務所の表示・規格課と、各県、公正取引委員会東北事務所、（独）農林水産消費安全技術センター仙台センター等の関係行政機関と連携のもと、適正な表示を確保するための監視活動に取り組んでいる。販売業者に対する表示状況調査や食品表示110番窓口等に提供された情報により、必要に応じ立入調査等を行い食品表示の適正化を図るなど、消費者が安心して商品を選択できるよう取り組んでいる。

食品の表示・広告等にかかる情報については、東北ブロック関係行政機関等相互の連携の強化と情報共有を図り、各機関の業務の円滑な運営を図ることを目的とした食品の表示・広告等にかかる「東北地域行政機関等連絡協議会」を19年11月に設置し、関係制度の啓発と普及を進めている。



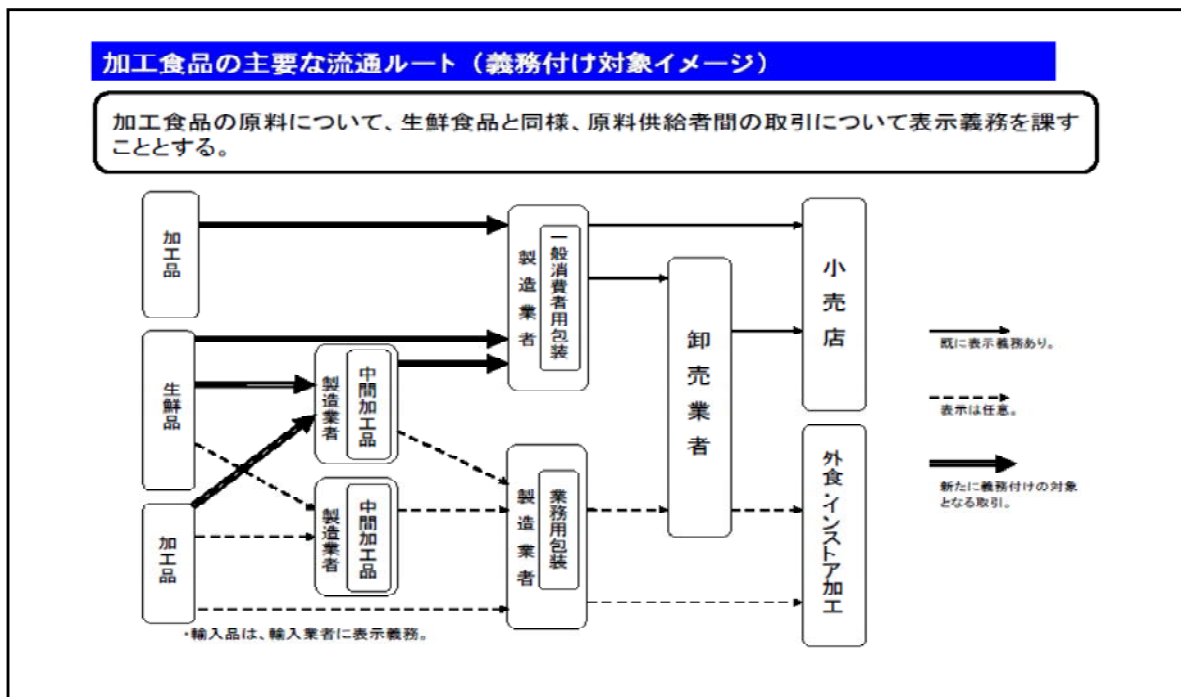
○ トピックス

20年度には、不適正な食品表示に関する監視を強化するため、各県に食品表示監視協議会、東北ブロックには東北ブロック食品表示連絡会議を設置し、情報の共有はもとより不適切な食品表示への対応を強化することとしており、食品表示の適正化に向けて、監視・指導、啓発等広範にわたる対応を行っていくこととしている。

業者間取引の表示の義務化

食品表示に対する消費者の信頼確保に向けて、加工食品の原料供給者の不正行為等の抑止力を高めるため、20年4月から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）に基づく品質表示基準の適用範囲を拡大し、すべての加工食品について生鮮食品と同様、業者間の取引に対しても表示義務が課されることとなった。

このため、東北農政局では、食品の業者間取引の表示に関する説明会（管内20カ所）を開催するとともに、食品表示フォーラム（11月・仙台市）、食品品質表示セミナー等の開催等に協力し、事業者、消費者に対する制度の説明と普及に努めた。



食品事業者のコンプライアンスの徹底

食の安全や信頼性に対する消費者の不安が生じているなか、正しい食品表示を徹底するためには、まずは、食品事業者の意識改革が必要であることから、食品産業界に対しては、食品事故の発生を未然に防止する製造管理や事故発生時における危機管理等、適切なリスク管理やそれらが着実に実施されるためのコンプライアンス（法令遵守。企業がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。）の徹底が求められている。

農林水産省では、消費者の食に対する信頼を確実なものとするため、食品製造や外食産業に携わる各企業において、その社会的責任を十分に踏まえた消費者重視の経営が遂行されるように経営者の意識を高めることを目的として、19年4～6月、10～12月にかけて全国19地区で食品産業トップセミナーを開催した（3,404名が参加）。そのうち、東北管内においては、仙台市内で2回（5月及び11月）開催し、225名が参加した。

3 農林水産物等の輸出促進の取組

我が国の農林水産物等の輸出額は増加

世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、我が国の農林水産物や食品の輸出は近年増加傾向で推移している。

輸出額は、平成16年以降、毎年前年比10%以上を超える伸びを示し、19年には前年より16%増加する4,337億円となっている。

東北においては、りんご、ながいも、コメ、りんどう、日本酒といった多様で高品質な農林水産物や食品を、主に東アジア諸国へ輸出する取組が行われ、新規に輸出に取り組む生産者・食品事業者等が増えているとともに、主要品目の輸出数量が伸びている。

東北地域農林水産物等輸出促進戦略の策定

農林水産物等の輸出促進は、「食料・農業・農村基本計画」で重要な施策の一つに位置づけられている。17年4月に設置された「農林水産物等輸出促進全国協議会」では、輸出拡大目標として5年間で農林水産物・食品の輸出額を6千億円に倍増させることを掲げ、官と民が一体となった取組を推進している。18年9月には、この取組をさらに加速させ、25年までに1兆円規模とする目標が定められた。

東北地域においても、輸出促進の盛り上がりを受け、17年9月に、県、関係団体、関係省地方機関等45会員による「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」を設立した。19年6月の総会では、全国1兆円規模の目標を達成するために、東北地域の具体的な輸出促進品目とその推進方策を取りまとめた「東北地域農林水産物等輸出促進戦略」（以下「戦略」という）を策定した。

東北地域農林水産物等輸出促進戦略の輸出拡大品目

〔1〕主力品目の拡大（5品目）
 - 量的拡大・新たな輸出先国の拡大 -

| 品目 | 県名 | 輸出先国・地域 | |
|------|-------------------|---------------|------------|
| | | 量的拡大 | 新規開拓 |
| りんご | 青森 岩手 秋田 山形 福島 | 台湾 香港 タイ | 中国 E U ロシア |
| ながいも | 青森 岩手 秋田 山形 | アメリカ 台湾 | |
| りんどう | 岩手 | オランダ | E U |
| 米 | 岩手 宮城 秋田 山形 福島 | アメリカ 台湾 香港 | 中国 東南アジア |
| 日本酒 | 秋田 | アメリカ | E U |

| 品目 | 県名 | 輸出先国・地域 |
|---------|-------|---------|
| さけ | 岩手 | 中国 |
| なまこ | | |
| りんごジュース | 青森 秋田 | 香港 台湾 |
| 果物ゼリー | 山形 | 台湾 |
| ワイン | | |

〔2〕育成品目の拡大（16品目）
 - 輸出数量は少ないが、積極的に輸出推進 -

| 品目 | 県名 | 輸出先国・地域 |
|-----------|-------|----------|
| もも | 山形 福島 | 台湾 香港 タイ |
| おうとう・西洋なし | 山形 | 台湾 香港 |
| かき | 福島 | 台湾 香港 |
| 干し柿 | 宮城 | ハワイ |
| | 山形 福島 | 香港 台湾 |
| 日本なし | 宮城 | タイ |
| | 福島 | 中国 香港 台湾 |
| いちご | 宮城 | 香港 |
| メロン | 秋田 山形 | 台湾 香港 |
| すいか | | |
| やまのいも | 秋田 | 台湾 |
| 木材 | 秋田 | 韓国 中国 |

〔3〕新規品目の挑戦（5品目）
 - 輸出数量ないが、今後推進予定 -

| 品目 | 県名 | 輸出先 |
|---------|-------|-------|
| 牛肉 | 岩手 | アメリカ |
| チーズ | 岩手 | 中国 |
| 家きん肉 | 秋田 | 香港 |
| ぶどう | 秋田 福島 | 台湾 香港 |
| マッシュルーム | 山形 | 台湾 |

※右上に続く

○ トピックス

戦略では、既に相当の実績がある主力品目、輸出実績は少ないが拡大に取り組む育成品目、今後推進予定である新規品目を決定して輸出拡大に取り組むとともに、県間、他機関との連携による組織的取組を推進することとしている。

相談窓口設置、商談会等開催、リーフレット作成等により東北地域の輸出拡大を支援

19年6月に策定した戦略に基づき、「農林水産物等輸出相談窓口」の開設、東北産輸出農林水産物等を海外の消費者に紹介するリーフレットの作成・配付、海外を活動拠点とする国内外の食品バイヤーを招聘した商談会やシンポジウム等の開催による販路創出・拡大、普及啓発活動等、輸出促進の取組を行った。

○ 「農林水産物等輸出相談窓口」の開設（19年6月15日）

東北地域農林水産物等輸出促進協議会の組織的なバックアップのもと、東北農政局に輸出相談窓口を開設して、輸出に意欲ある農林漁業者、団体等からの相談にワンストップで対応できる体制の構築を図った。

○ 農林水産物・食品オリエンテーションの会の開催（19年11月13日）

東北地域では、各県が活発に輸出促進の取組を行っているが、海外で開催される国際見本市に赴き、バイヤーと直接商談し貴重な情報を得る方は、まだ限られている状況である。



試食会の様子

このため、海外を活動拠点とする農林水産物・食品のバイヤーの方々に仙台市に招いて、輸出に関するノウハウを提供するセミナー、パネルディスカッションを開催するとともに、生産者・食品事業者等が輸出希望商品をバイヤーに売り込む商談会、試食会を開催して輸出拡大を図った。



商談会の様子

○ 海外消費者等向けリーフレット（英語、中国語、タイ語、アラビア語、ロシア語版）の作成・配付（19年12月、20年3月）

東北地域農林水産物等輸出促進協議会構成員が協力して、東北地域の輸出農林水産物等を海外の消費者等にPRするためのリーフレットを作成した。各県が行う海外での販売促進フェア等で配付するとともに、農林水産物等海外販路創出・拡大事業により、アジア8都市で展開する日本産農林水産物・食品を販売する常設店舗に設置して、東北産輸出農林水産物等の知名度向上を図った。



日本語版



中国語版